

# 登録建築物エネルギー消費性能判定機関票

この標識は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第44条の規定に基づく
登録番号	国土交通大臣 第 26 号
登録の有効期間	令和4年6月12日から令和9年6月11日まで
氏名又は名称	富士建築センター株式会社
代表者の氏名	代表取締役 竹内富士雄
主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目1番1号
判定の業務を行う事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号 神奈川県横浜市中区太田町六丁目84番地2
判定の業務を行う特定建築物の範囲	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第46条第1項第1号イの（1）から（5）までに定める特定建築物の区分の範囲
判定の業務を行う区域	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都（島しょ部を除く） 神奈川県 山梨県 群馬県 栃木県 長野県 静岡県